

## 療育の給付の取扱い等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法に基づく療育の給付等に関する規則（平成15年船橋市規則第99号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

### (対象)

第2条 療育の給付の対象となる児童は、長期の療養を要し、医師が入院を必要と認めた者であつて、申請者（親権を行う者又は未成年後見人）が市内に居住する者とする。

2 療育の給付の適用を受けようとする者は、あらかじめ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）の医療給付の承認を得ることを前提とする。

### (療育の実施機関)

第3条 医療に係る療育の給付は、児童福祉法（以下「法」という。）第20条第4項の規定により指定する病院（以下「指定療育機関」という。）に委託して行う。

2 指定療育機関は、「指定療育機関医療担当規程」（昭和34年厚生省告示第260号）の定めるところにより、この事業が適正かつ円滑に実施されるよう配慮するものとする。

### (療育の給付)

第4条 療育の給付は、本制度の性格上、児童が入院した場合に限るものとし、通院治療は対象としない。

2 医療に係る療育の給付（以下「医療給付」という。）は、法第20条第2項及び第3項に定めるものとする。

3 医療給付は、原則として結核の治療に限られるが、結核に起因する疾病又は結核の治療に支障をきたす疾病を併発している場合は、この治療を給付の対象とする。

4 療育の給付の対象となった児童で、将来機能障害を残すおそれの多いものについては、適時に適切な理学療法等を行うよう考慮し、症状が固定し、身体に機能障害が残ったため長期の機能訓練、職能訓練を必要と認めた場合には、症状に応じて、肢体不自由児施設入所等の措置をとること。

5 学習に必要な物品（以下「学習用品」という。）の範囲は、直接学校で使用される教科書、ノート等通常の学習用品のほか、これに伴う予習、復習に必要なものも含むものとする。

6 療養生活に必要な物品（以下「日用品」という。）の範囲は、児童の生活指導に必要な

月刊雑誌、子供新聞、教養図書、手工（芸）材料、玩具等のほか必要に応じて身の廻り品、下着等を含むものとする。

（給付の申請）

第5条 申請者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）第10条第1項の規定により、療育の給付を受けようとする児童の親権を行う者又は未成年後見人とする。

2 規則第2条の規定による申請は、療育の給付を要する児童及びその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる者であるときは当該各号に定める書類を揃えて行うものとする。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。） 被保護者であることを証する書類

（2）当該申請をしようとする日の属する年度分（課税額が判明しない期間にあつては、当該日の属する年度の前年度分とする。以下同じ。）の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税をいう。以下同じ。）の非課税者（前号に規定する者を除く。） 当該日の属する年度分の市町村民税が非課税であることを証する書類

（3）当該申請をしようとする日の属する年度分の市町村民税（地方税法の課税者 当該日の属する年度分の市町村民税の課税額を証する書類

（4）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付受給者 給付対象者であることを証明する書類

（変更協議等）

第6条 省令第10条第2項に規定する療育券（第1号様式）（以下「療育券」という。）に記載された指定療育機関において診療を担当させることが不適當のため他の指定療育機関への変更及び給付を療育券の有効期限を過ぎて継続する場合は、指定療育機関の長は、規則第3条第1項に規定する療育給付変更協議書（以下「療育給付変更協議書」という。）により、市長に協議するものとする。

2 療育券の有効期間中において申請者等の保険・住所等に変更があつたときは、申請者は規則第3条第3項に規定する療育券記載事項変更届（以下「療育券記載事項変更届」という。）を市長に届け出るものとする。

3 療育券を紛失又はき損した場合は、その理由を付して規則第4条に規定する療育券再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

(承認等)

第7条 市長が規則第2条に規定する療育給付申請書を受理し、給付の適否を審査して適当と認めたときは、療育券を申請者に交付し、かつ、その旨を療育券に記載した指定療育機関に通知する。

2 市長が療育給付変更協議書を受理し、その変更・継続を適当と認めたときは、規則第3条第2項に規定する療育給付変更承認書を当該指定療育機関に送付する。なお、その旨扶養義務者へ通知する。

3 市長が療育券記載事項変更届を受理したときは、その旨を当該指定療育機関に通知する。

(徴収金の額の決定)

第8条 徴収金の額の決定については、規則第7条及び規則別表に規定するところにより、世帯階層区分の認定を行い徴収金の額を決定する。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(階層の再認定)

第9条 療育の給付継続中に、認定の基礎となる扶養義務者市町村民税額等に変動が生じた場合は、原則として規則第6条の規定により申請者から市町村民税額等変更届出書(第2号様式)の届出に基づき審査確認の上、再認定を行うものとする。

(入院時食事療養費等)

第10条 入院食事療養に係る標準負担額については、当該児童が給付の対象となる入院期間において健康保険法施行規則第58条に規定する者(減額対象者)の要件に該当すると認められるときは、当該申請者に対して標準負担額の減額の認定の申請を保険者に対して行うよう指導するものとする。なお、申請者は認定を受けた場合、指定療育機関の窓口に療育券に添えて標準負担額減額認定証を提出するものとする。また、その写しを申請時に提出するものとする。

(感染症予防法等との関連)

第11条 療育の給付を受ける児童が感染症予防法による費用負担を受ける者である場合及び医療保険各法の被扶養者等である場合は、それぞれ感染症予防法及び医療保険各法による負担及び給付が行われるので、これらの法律により給付を受けた残りの部分(療

育の給付に要する費用のうち本人が直接負担する部分) について療育の給付の対象とする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

療育券					
公費負担者番号					交付年月日
公費負担医療の 受給者番号					年 月 日
被保険者証等の 記号及び番号				保険者等の名称	
受療者	氏名				
	生年月日	年	月	日	男・女
申請者	氏名				
	生年月日	年	月	日	受療者との 続柄
	住所			職業	
指定療育機関	名称				
	所在地				
診療予定期間	年 月 日から 年 月 日まで				
この券の有効 期間	年 月 日から 年 月 日まで				
上記のとおり決定する。					
年 月 日					
船橋市長					

第2号様式

市町村民税額等変更届出書

年 月 日

船橋市長 あて

郵便番号  
申請者 住 所  
氏 名

市町村民税額等に変更が生じたので、必要書類を添えて届け出ます。

受給者番号								交付年月日	年 月 日
本人氏名								療 育 券 有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
申請者氏名								指定療育 機 関 名	
	1. 年が変わり、新たな税関係の書類の提出が必要となったため  2. 生活保護を受給したため ( 年 月 日から 年 月 日まで)  3. その他								

添付書類 (1) 税関係書類

(2) その他必要に応じて事実を証明する書類

(3) 世帯調書